平成30年2月22日 役員会議決 東大規則第53号

沿革

(目的)

第1条 この規則は、東京大学教職員給与規則(平成16年4月1日東大規則第12号)、 東京大学再雇用教職員の就業に関する規程(平成16年4月1日東大規則第21号)及び 東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則(平成16年4月1日東大規則第34号)の 特例を定めることを目的とする。

(特例一時金及び支給日)

- 第2条 令和7年2月1日に在職する別に定める教職員(東京大学教職員出向規程(平成16年4月1日東大規則第22号)第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。)、再雇用教職員及び短時間勤務有期雇用教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 2 前項に規定する特例一時金の支給日は、令和7年3月17日とする。

附則

- この規則は、平成30年3月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成31年1月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和 2年2月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和 5年2月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和 6年2月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和 7年2月1日から施行する。

沿革

東京大学教職員給与規則等の特例を定める規則

体系情報

□ 第2編 総務及び人事 第3章 就業規則等

沿革情報

◆平成30年 2月22日東大規則第53号 役員会議決

◇平成30年12月20日東大規則第35号

◇令和 2年 1月30日東大規則第72号

◇令和 5年 1月26日東大規則第42号

◇令和 6年 1月25日東大規則第43号

◇令和 7年 1月30日東大規則第54号